平成２２年（フ）第６６１６号
大阪府吹田市岸部中３丁目10番13号
債務者　吉田　仁彦
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２２号
大阪市大正区南恩加島２－９－40－401、住民票上の住所大阪市大正区南恩加島２丁目11番７号
債務者　竹内　純子（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４３号
大阪市東淀川区西淡路５丁目７番１－206号
債務者　水上　文子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６４７号
大阪府大東市平野屋１丁目８番６号　パセオ・ユー101号
債務者　宮木　志津
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６５５号
大阪府東大阪市友井５丁目３番８－907号
債務者　辻　眞智子（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７５号
大阪府摂津市南別府町９番４－1114号
債務者　龍野美千夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６７７号
大阪市東住吉区今川４丁目６番４号　ハーヴェスト今川601号
債務者　吉山　露樹
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８０号
大阪府豊中市熊野町４丁目22番17号
債務者　浦田　和男
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８１号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番24号　ハイツマルケイ104号室
債務者　林　　健一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６８６号
大阪市淀川区加島１丁目22番20号　三和荘38号
債務者　日高　健一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７号
北海道北見市とん田西町215番地30　屯田ハイツ１－２号
債務者　吉田由香里
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
北海道北見市清見町９番地１
債務者　片山　嘉一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
青森県三沢市松園町２丁目６番14号　若葉荘３号
債務者　近藤　啓子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６５０号
千葉市美浜区高洲１丁目13番２－209号
債務者　森　千永美（旧姓岩野）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９２８号
千葉県習志野市大久保４丁目14番３号
債務者　小林　広明
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４１号
千葉市中央区港町９番８号ハイム・アートレス201号
債務者　出口　拓耶
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９５６号
千葉市美浜区真砂５丁目17番２棟206号
債務者　天野　治朗
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係